

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	特定健診・特定保健指導システム機器保守業務
発 注 課	保) 保険医療部国保健康推進担当課
選 定 事 業 者	株式会社H B A
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、運用中の特定健診・特定保健指導システムについて、安定的な稼働を確保するために行う機器の保守業務である。</p> <p>特定健診・特定保健指導システム機器は、受診券再発行や特定保健指導業務など、区の窓口業務において使用しており、障害発生時には迅速かつ適切に障害原因を特定し、復旧することが求められる。</p> <p>障害復旧に当たっては、システムの運用状況や改修内容を熟知したうえで、これらと連携して業務を遂行することが求められ、システムと機器の保守を別事業者へ委託した場合、責任の所在が明確でなくなる等の問題も発生する。</p> <p>本システムの開発は株式会社H B Aが行っており、当該事業者は本システムのプログラムや詳細設計について熟知しているとともに、対象システムの機能や各種設定情報等を詳細かつ総合的に理解している唯一の事業者であることから、本契約の相手方は当該事業者以外に存在しない。</p> <p>よって、契約の性質または目的が競争入札に適さないため特定随意契約とする。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成30年 3月23日